

## 議案第34号

上越市斎場条例の一部改正について

上越市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市斎場条例の一部を改正する条例

上越市斎場条例（昭和47年上越市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「上越市大字居多776番地」を「上越市大字居多790番地1」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「住民等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 死亡時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていた者
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 本市に主たる事務所又は事業所を有する者（産汚物及び臓器を火葬する場合に限る。）

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「申請者が」を削り、「免除」を「免除し、」に改め、同条第1号中「生活保護法」を「申請者が生活保護法」に改め、同条第2号中「特別」を「その他市長が特別」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2項を削り、同条を第6条とする。

第4条第2項中「申請者が、本市の住民」を「火葬される者又は申請者が、住民等」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1号ア中「午前9時30分から午後3時まで」を「午前10時から午後4時30分まで」に改め、同号イを次のように改める。

イ その他の施設 午前9時から午後5時まで

第3条第2号を次のように改める。

(2) 頸北斎場 次のとおりとする。

ア 火葬炉 午前10時30分から午後5時まで

イ 小動物火葬炉 午前9時から午後5時まで

ウ その他の施設 午前9時から午後5時まで

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(施設)

第3条 斎場の施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 上越斎場

- ア 火葬炉
- イ 告別室
- ウ 待合室
- エ 収骨室
- オ 告別収骨予備室
- カ 多目的室
- キ 霊安室
- ク その他附属施設

(2) 頸北斎場

- ア 火葬炉
- イ 小動物火葬炉
- ウ 告別ホール
- エ 待合室
- オ 収骨室
- カ 霊安室
- キ その他附属施設

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		単位	住民等	その他の者
火葬炉	12歳以上	1体につき	10,000円	30,000円
	12歳未満		6,000円	18,000円
	死胎及び身体の一部 (臓器を除く。)	1件につき	2,800円	8,400円
	産汚物及び臓器		1,400円	4,200円
小動物 火葬炉	小動物等（頸北斎場 に限る。）	5kg未満1体 につき	7,500円	15,000円
		5kg以上15 kg未満1体 につき	10,000円	20,000円
		15kg以上 30kg未満1 体につき	12,000円	24,000円

		30kg 以上1 体につき	15,000円	30,000円
多目的室（上越斎場に限る。）		1時間につき	1,700円	3,400円
霊安室		1棺につき 24時間ごと	2,000円	6,000円

備考

- 1 この表に定める「住民等」の区分の適用については、火葬される者又は申請者が住民等に該当する場合とする。
- 2 多目的室（上越斎場に限る。）の使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 3 霊安室の使用時間が24時間に満たないときは、24時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。